

学校生活管理指導表の作成費用を補助します

八代市立の幼稚園や小中学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）では、食物アレルギー疾患を有するお子さんの学校生活や幼稚園生活を安全で安心なものとするため、特別な配慮を必要とするお子さんについては、医療機関が発行する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校等に提出いただいているところです。

この学校生活管理指導表が、令和4年度から医療保険の対象となるため、医療機関窓口での支払いは不要となりますが、作成する医師と学校医が同一の場合などは保険適用とならず、文書料の支払いが必要となる場合があります。

そこで、八代市では文書料の支払いが必要となった場合でも、保護者の方の負担を軽減するため、学校生活管理指導表の作成に係る経費の補助制度を開始しました。

1 補助金の名称

八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金

2 補助対象者

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を通学又は通学を予定する学校等に提出する保護者のうち、学校生活管理指導表の作成が医療保険適用の対象外となり文書料が発生した保護者。

※学校等・・・八代市立の幼稚園、小中学校、特別支援学校

3 補助金の額

学校生活管理指導表の作成 1回あたり2,500円を上限とします。

4 申請手続き

次の書類を通学(園)又は通学(園)を予定する学校等に提出してください。

(1) 八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付申請書(様式第1号)

※様式については学校・園又は市役所教育政策課でお渡しします。

(2) 医療機関から発行された管理指導表の作成に係る領収書(写し)

※(1)の申請書の裏面に張り付けてください。

※領収書は、令和8年度分の学校生活管理指導表作成分が対象です。

5 申請書受付時期

令和9年2月26日までにご提出ください。

6 交付の決定

申請書類に基づき、教育委員会で審査し、交付の可否について通知します。

7 補助金の交付

交付の決定が通知された方は、次の書類を通学(園)又は通学(園)を予定する学校等に提出してください。

○八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付請求書(様式第3号)

※請求書の様式については、交付決定通知書に同封します。

※請求書を受理してから30日以内に指定する預金口座に補助金をお支払いします。

8 お問い合わせ先

八代市役所 教育政策課 学校給食係 TEL: 45-5289